

2016年6月10日制定

2018年3月25日改定

2022年3月27日改定

2023年5月28日改定

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専攻医部会に関する規則

(名称)

第1条 本部会は日本プライマリ・ケア連合学会専攻医部会と称する。

2 本部会の英語表記は、Japanese Association of Family Physicians Trainees とする。

(目的)

第2条 本部会は次のことを目的とする。

- (1) 専攻医が専門医資格を取得するために必要な知識や技能、経験を得るための支援。
- (2) 専攻医が研修中や研修後に求められるネットワーク作りをするための支援。
- (3) 専攻医が国際的な視点も持った医師として活躍できるための支援。
- (4) 研修中、そして研修修了後も視野に入れた専攻医のキャリアへの支援。

(事業)

第3条 本部会は前条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) 研修支援事業
- (2) 専攻医ネットワーク事業
- (3) 連携・交流事業
- (4) キャリア支援事業
- (5) その他本部会の目的を達成するために必要な事業

(部会員)

第4条 本部会は一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会（以下、本学会）認定家庭医療専門研修プログラム専攻医、及び、当学会員である総合診療専門研修プログラム専攻医のうち部会員となることを希望する者で構成される。なお、家庭医療専門研修プログラム専攻医は自動的に部会員となる。

2 部会員の電子メールアドレスを、学会からの部会員への事務連絡と部会員相互の情報交換を目的にしたメーリングリストに登録する。ただし、部会員の意思でこのメーリングリストから脱退することを妨げない。

3 第1項で定める部会員で希望する者は、専門研修を修了した後も3年間に限り部会員であることを延長できる。

4 本学会員であり総合診療専門研修プログラムを修了した者で、将来的に家庭医療専門研修を行う希望がある者は、部会

員となることができる。ただし、部会員であるのは総合診療専門研修プログラム修了から3年間に限る。

(代表・副代表・幹事)

第5条 本部会に代表1名、副代表1名および幹事若干名を置く。

(代表・副代表の選任)

第6条 代表、副代表は本部会員から正副理事長が推薦し、理事会の承認を経て理事長が任命する。

2 代表及び副代表の任期は1年とし、再任を妨げない。

(代表・副代表の職務)

第7条 代表は本部会を代表し会務を統括するとともに、理事会に会務を報告する。代表に事故があるときは副代表がその職務を代行する。

(幹事の選任と職務)

第8条 幹事は理事会の承認の下、代表が部会員の中から任命する。その任期は1年とし、再任を妨げない。

2 幹事は幹事会において会務に関する事項を議決する。

3 代表は幹事の所掌事項として各ブロック支部（北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国、四国、九州沖縄）の専攻医を代表するブロック幹事、及び第14条に定める各事業を担当する事業幹事を任命する。

4 ブロック幹事の定数は各ブロック1名以上、事業幹事の定数は各事業1名ずつを原則とする。

5 ブロック幹事と事業幹事の兼任を認める。

(幹事会の構成と議長)

第9条 幹事会は代表、副代表及び幹事で構成する。議長は代表が務める。

(幹事会の開催)

第10条 幹事会は代表が必要と認めた時、または構成員の2分の1以上の要求があった時に開催する。

(幹事会の定数)

第11条 幹事会は、構成員の4分の3以上の出席または委任がなければ議決することができない。

(幹事会の議決)

第12条 幹事会の議決は多数決による。可否同数の時は議長の決するところによる。

2 幹事会の議決は速やかに部会員に報告されなければならない。

(幹事会の議事録)

第13条 幹事会の議事については議事録を作成し、理事会に報告しなければならない。

(部門)

第14条 本部会には次の部門を設置する。

- (1) 総務
- (2) 研修支援
- (3) 専攻医ネットワーク
- (4) 連携・交流
- (5) キャリア支援

(費用の支出)

第15条 本部会の運営及び事業に必要な費用の支出は、本学会の事業計画及び予算による。

(内規)

第16条 代表は、幹事会の議決を経て内規を定めることができる。

(理事会の承認)

第17条 代表の会務報告及び幹事会の議事録は、理事会の承認を得なければならない。

(規則の改廃)

第18条 この規則は、幹事会において出席者の2分の1以上の議決を経た後、理事会の承認によって改定または廃止できる。

附則

- (1) この規則は2016年6月11日から施行する。
- (2) 専門研修プログラム修了後かつ専門医未取得の者も、希望する者は部会員となることができる。
- (3) この規則は2018年3月25日から改定して施行する。
- (4) この規則は2022年3月27日から改定して施行する。
- (5) この規則は2023年5月28日から改定して施行する。